



総務省

**電気通信事業分野における
公正競争の確保の在り方
報告書 概要**
(公正競争WG)

**令和6年10月29日
公正競争WG事務局**

公正競争WG報告書の概要

概要 2024年2月に取りまとめられた第一次答申において「今後更に検討を深めていくべき事項」と整理されたもののうち、電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方について、以下の事項に係る政策の方向性を整理。

1. 電気通信事業分野における公正競争の確保に関する基本的考え方
2. NTT東西の通信インフラの在り方
3. NTT東西等の業務の在り方
4. NTTグループに関する公正競争の確保の在り方
5. ネットワークの開放の促進等の在り方
6. 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方
7. 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

スケジュール 2024年1月から10月まで、9回の会合を開催。

（「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進）

- ① 電気通信事業は、多額の設備投資が必要であり、自然独占性がある中で、NTTが、電電公社から承継した**全国的な線路敷設基盤や独占的な回線設備のシェア**※1を有している状況等に鑑み、「**構造規制**※2」と「**行為規制**※3」により必要な措置を講じ、「**サービス競争**※4」と「**設備競争**※5」の双方を促進することにより、「**サービスの多様化・高度化、低廉化**」と「**ネットワークの高度化**」の実現を図ることが適当。

※1 メタル回線で約93%、光ファイバで約73%（2023年度末）

※2 現在、構造規制としては、NTT法で、NTT持株やNTT東西の業務範囲等を定めている。

※3 現在、行為規制としては、電気通信事業法で、ネットワークの開放義務や不当な優遇禁止等を定めている。

※4 回線設置事業者（電気通信回線設備を自ら設置する電気通信事業者）に加えて、回線非設置事業者（回線設置事業者から電気通信回線設備を借りてサービス提供を行う事業者）も含めた競争

※5 回線設置事業者間の競争

（「検証」を通じた規制のPDCA サイクルの確保）

- ② 技術革新が著しく市場環境の変化が激しい電気通信事業分野において公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、時代に即した規制の見直しを図る**規制のPDCAサイクル**※を法的に位置付けることが適当。

※ 「電気通信市場やその隣接市場としての非電気通信事業を含めた市場の画定（Plan）」、「制度の運用（Do）」、「市場評価や規制の遵守状況・実効性の検証（Check）」、「その結果を踏まえ、必要に応じた制度の見直し（Action）」というサイクル。現在、総務省の電気通信市場検証会議で行っている検証の枠組み等を参考にすることが適当。

(NTTが果たすべき役割)

- ③ **NTT東西の線路敷設基盤**（電柱・管路等）や**その上に設置された電気通信設備**は、他事業者による同規模の構築・設置が事実上不可能であること等に鑑みると、NTTは、その線路敷設基盤等に関し、以下のような役割を果たすべきと考えられる。
- ・ **我が国の通信インフラ全体を支える**※観点から、その**線路敷設基盤を適切に維持**するとともに、**その上に電気通信設備を適切に設置・維持**すること
 - ・ **設備競争を補完**する観点から、**電気通信設備の高度化**を図り、もって**電気通信サービスの多様化・高度化に寄与**すること

※ NTT東西の全国規模の線路敷設基盤は、同規模の基盤構築が事実上不可能な中で、全国津々浦々の利用者との間に「電気通信設備」を設置する上で特別な役割を担っている。また、NTT東西の電気通信設備は、他事業者によるFTTHの提供や携帯電話のエントランス回線（局舎と基地局との間の回線）にも利用されるなど、固定通信・移動通信双方のサービスの提供を支える基盤となっている。

(NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備の在り方)

- ④ NTT東西の**線路敷設基盤**は、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑み、**その譲渡等**（処分行為を含む。）は、適切な対象範囲を検討した上で、**認可の対象とすることが適当**。
- ⑤ NTT東西の**電気通信設備の自己設置要件**は、**通信サービスの安定的な提供の確保と自己設置する電気通信設備の高度化を通じて設備競争の補完を図る役割**を有することに鑑み、**引き続き維持することが適当**※。

※ 今回本来業務とする**県間業務**（後述）については、これまで他者設備による実施で特段問題が生じておらず、新たに対象とする必要性は高くないこと等から、**自己設置要件の例外として扱うことが適当**。

(NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方)

- ⑥ アクセス部門の分離の4案※¹を多角的な観点から検討※²した結果、現時点では、以下の点等から、**直ちにアクセス部門の分離を行うのではなく、公正競争確保の措置を着実に講じ、その効果を見極めることが適当**。その上で、利用の同等性・公平性の確保に**問題が生じている場合は、アクセス部門の分離を含む措置を改めて検討することが適当**。
- ア **アクセス部門の分離**は、現時点では、以下の点等に鑑みれば、**費用対効果の観点からは最善と言い切れないこと**
- ・ 利用の同等性・公平性の確保が一層徹底されサービス競争に資すると考えられる一方、設備の高度化やコスト効率化が確保されず設備競争の後退の懸念があること
 - ・ 分離に伴い相当のコストを要すること、既存株主への影響を考慮する必要があること
- イ ⑥に鑑みると、**まずはアクセス部門の分離の趣旨である利用の同等性・公平性の確保**について、ネットワークの開放ルール等の見直しを含む**他の手段で措置できないかを検討することが適当**であること

※1 「NTT東西が引き続きアクセス部門を運営」、「NTTグループ内で別会社化」、「資本分離（NTTグループ外で別会社化）して国有化」、「資本分離して民営化」

※2 通信政策との関係からは、「通信政策として確保すべき事項」である「ユニバーサルサービスの確保」、「公正競争の確保」、「国際競争力の確保」、「経済安全保障の確保」の観点から検討し、実現可能性の観点からは、「分離に伴うコスト」、「既存株主への影響」について検討。

(NTT東西の分離の在り方)

- ⑦ NTT東西の分離には、以下のような公正競争上の意義があることに鑑みると、NTTは、まずはコスト削減策等の**他に採り得る手段を検討・実施すべき**であり、**NTT東西の分離は、引き続き維持することが適当**。
- ・ 「**比較競争**」による**非効率の排除**：東西間の料金の差異・コスト構造の比較等により**効率化の検証が可能**
 - ・ 「**直接競争**」による**独占の弊害抑止**※：**地域の事業事業者が設備競争ができる環境を下支えする効果**
- ただし、NTT東西の経営環境は厳しさを増しているため、**NTT東西の分離の在り方**については、NTT東西の経営状況等を注視しつつ、公正競争への影響、他に採り得る手段等を踏まえ**引き続き検討することが適当**。

※ NTT東西が、相手方の業務区域に相互に参入し得る市場構造にすることによって、各地域における独占の弊害の抑止を図るもの。

(NTT東西の本来業務の在り方)

- ⑧ メタル固定電話を含め、距離に依存しないIP網で提供される状況の中で、**県内業務と県間業務を区別する競争政策上の意義が希薄化していること等に鑑み、NTT東西の県域業務規制**（本来業務を県内通信とする規制）を撤廃し、**本来業務は、「東/西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、移動通信業務やISP業務等、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は、実施を認めないことを明確化することが適当。**

(NTT東西の本来業務以外の業務（活用業務）の在り方)

- ⑨ **活用業務の実施要件**（本来業務や公正競争に支障がないこと）は、緩和した場合、サービスの適切かつ安定的な提供や公正競争に支障が生じる懸念があるため、**引き続き維持した上で、活用業務は類型化が進展している状況等に鑑み、経営自由度の向上を図る観点から、実施要件の確認は事前届出から事後検証にすることが適当**※。

※ 本来業務と同様に、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は、実施を認めないことを明確化することが適当。

(NTT持株による事業の実施の在り方)

- ⑩ NTT持株の本来業務である**基盤的技術の研究**について、その成果を死蔵させず「死の谷」を乗り越えるためには、**NTT持株自身が研究成果の実用化業務に取り組むことが必要かつ効果的**である場合も考えられる。

他方、事業リスクを抱えることによる**本来業務への支障**や電気通信事業の関連事業の実施による**公正競争への支障**が懸念され、NTTから**具体的ニーズが示されていないこと等に鑑みると、研究成果の実用化業務は、研究開発の動向や具体的ニーズ等を踏まえつつ、NTT持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当。**

(NTTに対する累次の公正競争条件の在り方)

⑪ NTTに対する**累次の公正競争条件**（NTT再編時等に課した条件）※¹は、NTTの**巨大性・独占性の弊害等を排除**する観点から**基本的に必要**であるところ、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、**個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当**。

また、見直しを行った結果、**必要とされる累次の公正競争条件**については、法的安定性や実効性の確保等の観点から、電気事業法で法定されているグループ内事業者とのファイアウォール措置※²等を踏まえ、**法定化した上で、その遵守状況は引き続き検証を行うことが適当**。

※ 1 NTT東西のネットワークの公平な提供、各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止 等

※ 2 各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止が法律上規定

(グループ内の組織再編)

⑫ 経営判断によりグループ内の組織再編を行うことは基本的に妨げるべきでないが、**市場支配的事業者**※¹については、グループ内会社との合併等を通じ、**禁止行為規制**（グループ内会社の不当な優遇等を禁止）が**潜脱されることを防止する必要があること等から、登録の更新制**※²の**対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査**できるようにすることが適当。

この際、できる限り規制コストを最小化し、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、**合併等の審査の対象は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当**。

※ 1 「第一種指定電気通信設備（一種指定設備）を設置する電気通信事業者（一種指定事業者＝NTT東西）」と「第二種指定電気通信設備（二種指定設備）を設置する電気通信事業者（二種指定事業者）のうち一定の収益シェアを有する者（＝NTTドコモ）」。市場支配的事業者には、特定の電気通信事業者（NTTドコモの場合は、グループ内の指定された事業者に限る。）に対する不当な優遇等が禁止。

※ 2 一種指定事業者や二種指定事業者について、グループ外の大規模事業者（他の一種指定事業者・二種指定事業者等）との合併等を審査するもの。

(メタル固定電話の接続ルールの在り方)

- ⑬ **メタル固定電話固有の設備**について、「**IP網への移行後**（2025年1月～）も**LRIC方式**※¹で**接続料を算定**」するとの考え方※²を**変更する必要はない**が、今後、2035年頃を目途としたメタル固定電話の縮退が見込まれるなど、大きな環境変化が想定されるため、NTTによる策定が見込まれる**メタル回線設備の具体的な移行計画等を踏まえ**、メタル固定電話の接続ルールの在り方については、**適時適切に検討**することが**適当**。

※¹ 非効率性を排除するため、仮想的なモデルに基づき費用を算定する方法。電気通信事業法上、一種指定設備に係る機能のうち、「高度で新しい技術の導入によって、その機能に係るサービス提供の効率化が相当程度図られると認められる機能」の接続料算定に用いることとされている。

※² 2021年の情報通信審議会答申では、メタル固定電話のみが利用する設備（メタル収容装置等）に係る接続料原価は、NTTから非効率性排除の明確な見通しが示されなかったこと等を踏まえ、IP網への移行後も、LRIC方式で算定することが適当とされた。

(利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方)

- ⑭ **卸役務**は、引き続き**相対契約を基本**とすることが**適当**であるが、一種・二種指定事業者の交渉力の優位性等に鑑み、**適正性等の確保を厳格に検証**する必要があるため、引き続き**事業者間協議の状況を注視しつつ検証**※¹等を行い、**課題が生じていると認められる場合は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討**することが**適当**。

※¹ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン（2020年策定）」に基づくNTT東西の光回線の卸料金やMNO3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）のモバイル音声卸の検証等

(5Gにおけるネットワーク開放の在り方)

- ⑮ **5G（SA方式**※¹）の**機能開放**※²については、2024年6月に、MVNOの要望が多い「**L2接続相当**」の**国際標準化が確定**したこと等を踏まえ、今後も**事業者間で精力的に協議を行う**ことが**適当**であるが、**MVNOは、機能開放により実現したいサービスの明確化**を行い、MNO・MVNO双方で相互理解を深めるように努めるとともに、**MNOは、必要な情報提供を適切に行う**ことにより、**MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始**できるようにすることが**適当**。

※¹ Stand Alone方式。5G専用のコア網で5G基地局を動作させる方式で、5Gの特徴である「超高速」「超低遅延」「同時多数接続」の全てに対応可能な方式。

※² 「L3接続相当（サービス卸）」、「L2接続相当」、「ライトVMNO（スライス卸/API開放）」、「フルVMNO（RANシェアリング）」の4種類の機能開放を協議中。

(禁止行為規制の在り方)

- ①⑥ **現在、市場支配的事業者が目的外利用・提供を禁止される情報は、接続関連情報**であるところ、卸役務に関する情報を目的外利用・提供した場合も、**同様に不当な競争が引き起こされる蓋然性が高いことから、市場支配的事業者に目的外利用・提供を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加することが適当。**
- ①⑦ **移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者**について、収益シェアの状況等に鑑み、**現在NTTドコモのみが指定されていることには合理性がある**と考えられるが、今後のMNOの収益シェアの推移やモバイル市場の競争状況等を注視しつつ、**引き続き検討を行うことが適当。**

(線路敷設基盤の開放の促進の在り方)

- ⑱ 線路敷設基盤の開放は、使用の手続や対価等をガイドライン※で定めることにより図っているところ、NTT東西の電柱等について自己・他者利用でリードタイムに差があるとの意見があり、また、ガイドラインでは、自己・他者利用の同等性確保について明確でないこと等を踏まえ、総務省では、自己・他者利用の同等性が確保されていないと考えられる事例の実態を検証し、その結果、必要な場合には、ガイドラインの見直しを含めて、必要な措置を講ずることが適当。

※ 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」

(インフラシェアリング事業の促進の在り方)

- ⑲ 不採算地域を含む効率的な基地局設置のためには、鉄塔等のインフラシェアリングの促進が重要であるため、土地等の所有者の私権の制限に留意しつつ、以下の要件等を課した上で、他者に鉄塔等を貸し出す事業を行うインフラシェアリング事業者に、認定電気通信事業者※と同様の公益事業特権（土地の使用等に係る権利）を付与することが適当。
- ・ 鉄塔等が回線設置事業に利用されることを担保すること
 - ・ 回線設置事業者が鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保すること

※ 回線設置事業を営み、又は営もうとする者のうち、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者。認定電気通信事業者は、土地収用法の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用权の設定等を受ける権利（公益事業特権）の付与を受けることができる。

(電報事業の規律の在り方)

- ⑳ **電報事業** (国内：NTT東西、国際：KDDI) については、**利用が大幅に減少**^{※1}し、**代替手段** (電子メール等) も普及する中で、国民生活における最低限の通信手段として**全国あまねく確保する必要性が低下**しており、その観点から設けられている**電気通信事業法に基づく特別な規律** (事業の休廃止や業務区域の変更許可、コストベースの料金認可等) を課す**必要性も低下**していることから、他の電報類似サービスと同様に、**信書便法に基づく規律を課すことを基本とすることが適当**^{※2}。

- ※1 国内電報：377万通 (2022年)。ピーク時 (1963年) の9,461万通から96%減 国際電報：307通 (2023年度)。直近25年で1/350に減少
※2 電気通信事業法に基づく規律を廃止した場合も、NTT東西やKDDIは、電報事業に係る業務区域や料金・提供条件の変更等を行う場合は、十分な期間を設けて利用者への事前周知を丁寧に行うなど、既存利用者の保護を図るための措置を適切に講ずることが必要。

(メタル固定電話の料金規制の在り方)

- ㉑ **メタル固定電話**については、今後も**契約数の更なる減少**により**利用者利益への影響も更に低下**が見込まれること等を踏まえ、その料金は、**プライスカップ規制** (料金水準の上限を規制) の**対象外とすることが適当**[※]。

- ※ プライスカップ規制は、ユニバーサルサービスとしてのメタル固定電話の料金低廉性を確保する役割も果たしている。現在、ユニバーサルサービスWGでは、ユニバーサルサービスの料金低廉性の確保の在り方を検討しているため、メタル固定電話の料金規制の在り方は、その結果等と整合性を図りながら、整理することが適当。

(ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方)

- ㉒ 現在の電気通信事業法の**規律体系**は、「**回線設置**」や「**通信の媒介**」の有無、「**設備**」と「**機能**」の**一致**[※]等を前提に構築されているところ、**回線非設置事業** (ネット関連サービス等) の**拡大**や、**仮想化した機能のクラウド化**等による「**設備**」と「**機能**」の**分離**の進展等が見込まれる中で、法目的を適切に達成するための規制の対象や内容など、**時代に即した規律の体系の在り方**について、まずは**今後のネットワーク環境や利用形態等の変化を注視することが適当**であるが、**必要な場合には、時機を逸することなく、慎重かつ丁寧な検討を行うことが適当**。

- ※ その設備が提供する機能はその設備が内蔵